

掛川市規則第 27 号

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 28 年 3 月 31 日

掛川市長

(別紙)

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成28年掛川市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第4の改正規定を次のように改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第18条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収額（月額）				
			第3号認定		第2号認定		
			0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は入所児童の保護者が法第6条の4第1項に規定する里親である世帯	標準時間	0円	0円	0円	0円	
		短時間	0円	0円	0円	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	標準時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
		短時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	標準時間	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円	
		短時間	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	16,200円未満	標準時間	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
			短時間	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円
16,200円以上 32,400円未満		標準時間	12,000円	11,000円	9,000円	9,000円	
		短時間	11,800円	10,900円	8,900円	8,900円	
32,400円以上 48,600円未満		標準時間	13,000円	12,000円	9,500円	9,500円	
		短時間	12,800円	11,800円	9,400円	9,400円	
48,600円以上 57,700円未満		標準時間	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円	
		短時間	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円	
57,700円以上 77,101円未満		標準時間	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円	
		短時間	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円	
77,101円以上 97,000円未満	標準時間	22,000円	20,000円	16,000円	15,000円		
	短時間	21,700円	19,700円	15,800円	14,800円		
97,000円以上 121,000円未満	標準時間	31,000円	28,000円	22,000円	19,000円		
	短時間	30,500円	27,600円	21,700円	18,700円		

第11	121,000円以上 145,000円未満	標準時間	35,000円	32,000円	25,000円	22,000円
		短時間	34,500円	31,500円	24,600円	21,700円
第12	145,000円以上 169,000円未満	標準時間	37,000円	34,000円	25,000円	22,000円
		短時間	36,400円	33,500円	24,600円	21,700円
第13	169,000円以上 190,000円未満	標準時間	44,000円	40,000円	29,000円	25,000円
		短時間	43,300円	39,400円	28,600円	24,600円
第14	190,000円以上 211,200円未満	標準時間	46,000円	42,000円	29,000円	25,000円
		短時間	45,300円	41,300円	28,600円	24,600円
第15	211,200円以上 235,000円未満	標準時間	48,000円	44,000円	31,000円	26,000円
		短時間	47,200円	43,300円	30,500円	25,600円
第16	235,000円以上 268,000円未満	標準時間	53,000円	48,000円	31,000円	26,000円
		短時間	52,100円	47,200円	30,500円	25,600円
第17	268,000円以上 301,000円未満	標準時間	57,000円	52,000円	31,000円	26,000円
		短時間	56,100円	51,200円	30,500円	25,600円
第18	301,000円以上 333,000円未満	標準時間	61,000円	55,000円	35,000円	28,000円
		短時間	60,000円	54,100円	34,500円	27,600円
第19	333,000円以上 365,000円未満	標準時間	64,000円	58,000円	35,000円	28,000円
		短時間	63,000円	57,100円	34,500円	27,600円
第20	365,000円以上 397,000円未満	標準時間	67,000円	61,000円	35,000円	28,000円
		短時間	65,900円	60,000円	34,500円	27,600円
第21	397,000円以上	標準時間	70,000円	64,000円	37,000円	30,000円
		短時間	68,900円	63,000円	36,400円	29,500円

備考

- 1 別表第1備考4の規定は、この表における徴収額の計算において準用する。
- 2 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。
- 3 徴収額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。
- 4 第2階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等（子ども・子育て支援法

施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における入所児童に係る徴収額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

ア 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長者に該当する入所児童	徴収額の月額に100分の100を乗じて得た額
イ 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長者に該当する入所児童	徴収額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ 上記以外の入所児童	0円

5 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層に該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する入所児童に係る徴収額は、この表の規定にかかわらず、最年長者にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の入所児童にあつては無料とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分		徴収金額			
		第3号認定		第2号認定	
		0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第2	標準時間	0円	0円	0円	0円
	短時間	0円	0円	0円	0円
第3	標準時間	4,500円	4,000円	3,000円	3,000円
	短時間	4,450円	3,950円	2,950円	2,950円
第4	標準時間	5,500円	5,000円	4,000円	4,000円
	短時間	5,450円	4,950円	3,950円	3,950円
第5	標準時間	6,000円	5,500円	4,500円	4,500円
	短時間	5,900円	5,450円	4,450円	4,450円
第6	標準時間	6,500円	6,000円	4,750円	4,750円
	短時間	6,400円	5,900円	4,700円	4,700円
第7	標準時間	9,500円	8,500円	7,000円	6,500円
	短時間	9,350円	8,400円	6,900円	6,400円
第8	標準時間	9,500円	8,500円	7,000円	6,500円
	短時間	9,350円	8,400円	6,900円	6,400円

6 第8階層から第21階層までのいずれかに該当する世帯に入所児童が2人以上いる場合又は入所児童以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、若しくは児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用する児童がいる場合における当該入所児童に係る徴収額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部
- (4) 法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部

ア 入所児童又は幼稚園等に通い、若しくは児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童（以下「入所児童等」という。）で、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の100を乗じて得た額
イ ア以外の入所児童等のうち、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ 上記以外の入所児童等	0円

7 月の途中の入所又は退所をした場合における徴収額は、次のとおりとする。

- (1) 月の途中における入所の場合 徴収額の月額に入所日から当該入所日の属する月の月末までにおける開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）
- (2) 月の途中における退所の場合 徴収額の月額に退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 改正後の掛川市児童福祉法施行細則の規定は、平成28年度以後の年度分の徴収額について適用し、平成27年度分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。